

# 平成30年度事業計画

## I 運 営 方 針

### 1 現 況

香川県ふじみ園は、基本理念と施設運営基本方針に基づき、利用者の主体性と人権を尊重しながら常に利用者の立場に立った支援を行い、利用者の社会参加を促進するとともに、家族との連携、地域交流や地域貢献活動など地域と共存する開かれた施設を目指し、事業を推進している。また、短期入所、日中一時支援、相談支援及び障害児等療育支援など地域の福祉ニーズに応えるサービスにも積極的に取り組み、在宅障害者の支援に努めている。

また、障害者支援施設として、生活介護、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、施設入所支援の各種サービスを、利用者に円滑に提供するとともに、相談支援センターにおいては、障害児等療育支援事業や発達障害児者に対する相談支援等にも積極的に取り組んでいる。

このほか、地域に根ざした施設運営を展開することで、地域福祉の中核施設としての役割を担えるよう努めている。

社会福祉法人として香川県社会福祉事業団では、障害者福祉施策における国の動向や県の各種計画の推進状況、また、利用者や地域のニーズ等を踏まえて策定した中期経営計画に基づき各種施策に重点的に取り組むとともに、平成30年度の利用者の重度化・高齢化への対応や就労支援サービスの質の向上に対応した障害福祉サービスの報酬改定に適切に対応し、法人経営の安定的な運営と福祉サービスの更なる充実に取り組む。

さらに、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」は、地域の福祉ニーズを踏まえて取り組むとともに、広域的な事業である香川県社会福祉協議会の「香川おもいやりネットワーク事業」にも引き続き参画し、他の社会福祉法人等との連携を図っていく。

社会福祉充実残額を活用した地域公益事業については、平成29年度に策定した社会福祉充実計画に基づき、適宜見直ししながら計画的に取り組む。

## 2 障害福祉サービス提供に係る基本方針

障害福祉サービスの提供については、利用者の課題や地域の課題に対応するため、障害福祉サービスの提供に係る基本方針を定め、利用者に対して円滑にサービス提供していくことを目指す。

また、サービスの提供に当たっては、利用者の意思を尊重し、その主体性と人権や虐待防止に配慮したサービスの提供に努めるとともに、障害の多様化と重度化等に適切に対応できるよう、職員の専門性の向上に努める。

### (1) 施設入所支援等の利用者及び在宅障害者の課題と支援の現状等

- ① 障害程度が軽度の経過措置利用者については、「地域移行」を促進するにあたり、「居住の場」の確保が必要になること。
- ② 知的障害者の高齢化、重度化・多様化への対応が求められていること。
- ③ 「就労移行支援」、「生活訓練」の利用希望者が想定以上に少なく、利用者の確保が大きな課題であること。
- ④ 「施設入所支援」が必要な重度の障害者が、当園を利用できずに何年も待機していること。

### (2) 障害福祉サービスの提供に係る基本方針

利用者に対し、平日の日中は生活介護、生活訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を、また、夜間・休日は施設入所支援の障害福祉サービスを、次の基本方針により提供していく。

- ① 利用者の意思を尊重しながら適切なサービスを提供し、サービス内容は適宜、見直しを図っていく。
- ② 在宅での生活に課題がある障害者には、施設入所支援を期間限定で利用しながら「就労移行支援」、「生活訓練」に取り組み、地域移行、家庭復帰を目指す。家庭復帰が難しい利用者には、福祉ホームやグループホーム等を「居住の場」として、地域移行を進める。
- ③ 就労移行支援は、作業に加えて就労前準備訓練にも取り組み、利用者の就労を目指していく。
- ④ 新規の重度利用者には、生活介護と施設入所支援サービスを効率的に提供していく。また、地域で生活する障害者を支援するために、生活介護や就労継続支援B型のサービス提供や、日中一時支援、短期入所の利用を推進する。
- ⑤ 同一サービスを提供する中で障害支援程度が大きく異なる利用者が混在することは、怪我等事故の発生リスクが高まるため、利用者には、可能な限り障害支援区分に応じたサービスを提供するとともに、個別支援を工夫していく。

## II 施設支援計画

### 1 障害福祉サービス利用計画

区 分		定員	現 員 (30.3.1)	30年度利用 予定人員	摘 要 等	
おおぞら (A棟)	(生活介護)	27人	24人	24人	介護、日常生活上の支援、身体機能の維持、低下防止の援助	
	(施設入所支援)	20人	19人	19人	夜間における介護及び日常生活上の支援	
	(B棟)	(生活介護)	47人	43人	43人	日常生活上の支援、身体機能の維持、低下防止の援助
		(施設入所支援)	40人	39人	39人	夜間における介護及び生活上の支援
		(短期入所)				空床利用型
だ い ち	(生活介護)	36人	38人	39人	日常生活上の支援と介護、身体機能低下防止に向けた支援	
	(生活訓練)	12人	1人	3人	自立に向けた生活支援と社会生活能力訓練	
	(就労継続B型)	30人	33人	35人	多様な就労の場の提供と作業のスキルアップ訓練	
	(就労移行支援)	12人	1人	3人	就職前準備訓練など就労に向けた支援と訓練、施設外支援の提供	
	(施設入所支援)	50人	28人	30人	夜間の生活支援と介護、休日の余暇支援	
	(短期入所)				空床利用型	
計	日 中	164人	144人	153人		
	夜 間	110人	93人	90人		

注 1 3ルート（坂出・丸亀・綾川方面）で送迎バスを運行し、通所利用者の利便性を図る。

2 サービス利用希望者には、重要事項説明書等によりサービス内容を説明し、円滑な契約締結を目指す。

## 2 施設サービス計画

### (1) 基本的な施設サービス方針

利用者の自立に必要な日常生活支援や社会生活支援を行い、地域での生活に適応できることを目指す。

- ① 日常生活上の基本的習慣や知識の習得
- ② うるおいのある施設生活のための支援
- ③ 自立と社会経済活動への参加促進
- ④ 主体性と人格の尊重
- ⑤ 地域生活、就労に向けての支援
- ⑥ 地域や家庭との密なる連携

### (2) 施設サービスにおける支援方針

サービスの提供については、次の諸点を重視した支援を行う。

#### ① おおぞら

##### [生活介護]

##### ◎ 基本的な支援方針

- ・ A棟及びB棟の一体的かつ効率的な運営を図るものとし、個々の障害特性や程度、適応性、ニーズ等を適確に考慮した上で、両棟利用者混合のグループ編成による活動等を行う。
- ・ うるおいのある豊かな生活の実現を目指して、外部の専門家やボランティア等の協力も得て活動内容の充実を図るとともに、一部選択制の日課も導入する。
- ・ 個別支援計画に沿ったサービスを提供し、生活スキルを向上させる。

##### ◎ 具体的な支援プログラム

- ・ 基本的生活面での支援
- ・ 健康維持と体力づくり活動

体調管理（毎朝の検温、健康チェック）

体力づくり（園内外ウォーキング、体操、ダンス、夏場のプール等）

機能訓練（かがわ総合リハビリテーションセンターの指導によるリハビリ体操、作業療法士による機能訓練）

機能維持（重度化・高齢化する利用者に対応した専門的な機能維持支援の取組）

- ・ 社会生活力の向上と学習活動

学習活動（音楽、絵画、創作活動）

生活うるおい活動（支援員のほか、ボランティアによる読み聞かせ、音楽演奏、体操、ゲーム等）

外出（買い物、外食、ドライブ、公園や公共施設等の利用、日帰り旅行）

地域貢献活動（清掃活動）

#### [施設入所支援]

- ・ 夜間を中心にA棟及びB棟ごとの利用者編成により実施する。
- ・ 基本的な生活面（食事、入浴、排泄、整頓、身だしなみなど）での支援及び介助
- ・ 体調管理及び健康維持
- ・ 社会適応能力の育成
- ・ 余暇活動の充実（カラオケ、音楽療法など）

## ② だいち

### [生活介護]

#### ◎基本的な支援方針

- ・ 利用者個々の障害支援区分、環境、ニーズ等に対応した個別支援計画を作成する。
- ・ 個別支援計画に沿ったサービスを提供する。
- ・ 快適で生きがいのある豊かな生活を提供する。

#### ◎具体的な支援プログラム

- ・ 食事、歯磨き、入浴、清掃、整頓、身だしなみなどの支援を通して生活習慣の確立を図る。
- ・ 簡易な生産活動や音楽、創作、ウォーキングなどの機会を提供し、健康維持と気分転換、情緒の安定に努める。
- ・ 買物外出、環境整備、地域貢献活動などを通して社会に適応できる能力を育成する。

### [生活訓練]

- ・ 自立や家庭復帰に向けた日常生活支援
- ・ 社会生活に必要な訓練と支援（金銭管理、外出、S S T（社会生活技能訓練）・社会資源活用など）
- ・ 地域移行後の継続支援と相談支援の活用

### [就労継続支援B型]

- ・ 作業訓練と多様な就労の場の提供（施設外就労を含む）
- ・ 作業習慣の確立
- ・ 作業工賃の支給
- ・ 作業スキルの向上と知識の習得

### [就労移行支援]

- ・ 作業・職業スキルの向上
- ・ 作業活動、施設外支援、就労体験等の場の提供
- ・ 社会適応能力の育成
- ・ 求職活動、就労に向けての就労前準備訓練
- ・ 就労後の職場定着支援

### [施設入所支援]

- ・ 夜間、休日における居住の場の提供
- ・ 基本的な生活（食事・入浴・排泄・整頓・身だしなみなど）の支援と介助
- ・ 健康管理、金銭管理の支援
- ・ 買物外出、カラオケ、生け花、自販機・コンビニ利用など余暇活動の支援
- ・ 家庭事情などで通所利用が難しい「就労移行支援」及び「生活訓練」の利用者に、期間限定で「施設入所支援」サービスを提供

(3) 施設サービス計画

年間行事計画

月	施設主催行事	関連行事
4	花見・スプリングフェスタ	
5	さわやかロード事業①・親水公園清掃奉仕①	丸亀お城まつり・施設交流ソフト/ソフトバレーボール大会 法の郷いきいきまつり
6	カラオケ大会①	フライングディスク大会
7	プール開き・七夕・さわやかロード事業②	丸亀市障害者スポーツ大会・桃喰うまつり
8	夏期児童対象日中一時支援事業・盆休み	ナイスハートインバザール
9	敬老の祝い・カラオケ大会②・ふれあい訪問	県障害者スポーツ大会・体育まつり
10	地域交流フェスタ・さわやかロード事業③	ゆうあいスポーツ四国徳島大会
11	県内外日帰り旅行（事業体別）・親水公園清掃奉仕②	県民花まつり・はんざん桃源郷まつり
12	餅つき大会・クリスマス会・年末年始休み	施設交流卓球大会
1	成人の祝い	県障害者技能競技大会(アビリンピックかがわ)

2	節分・さわやかロード事業④	施設交流ボウリング大会
3	ひなまつり	県フラワーフェスティバル・まんのう健康福祉まつり

### 3 給食支援計画

利用者へ安心・安全な給食を提供することを基本に、利用者の特性をより理解した上で、満足が得られるよう質の向上に努める。

また、給食業務委託契約において、引き続き、当園独自に地域の生産者等の協力を得て米、野菜、果物等の食材の地産地消に取り組み、安全で新鮮な食材を使った給食の提供に努める。

#### (1) 基本的給食支援方針

利用者の嗜好、身体の状態、障害の特性、栄養バランスを配慮し、変化に富んだ食事を献立表に基づいて提供する。

#### (2) 具体的給食支援方針

(ア) 利用者の身体状況・嗜好を十分に配慮して、療養食等による健康の保持・増進を図る。

(イ) 食べ易く、美味しい食事、また、適温・適冷給食に留意し、家庭的な料理を提供する。

(ウ) 選べる食事として選択メニュー、季節感のある食事、楽しめる行事メニュー等を提供する。

(エ) 食事提供時間を一般家庭的な時間に合わせる。

#### (3) 食品等の衛生強化

厨房内の害虫駆除を定期的実施し、栄養士の検便項目は必要に応じてノロウィルスを追加する。(調理師は委託業者において実施)

### 4 保健・衛生支援計画

#### (1) 基本的な方針

利用者の生命の安全を保ち、情緒的に安定した生活ができるように、心身の健康観察及び利用者に対する健康相談や説明に努めるとともに、健康診断を実施する。また、医療機関や保護者と連携し、治療、疾病予防、健康増進に努める。



## (2) 具体的な支援計画

- ① 内服薬、外用薬等の医薬品の保管を厳重にするとともに、使用する際には看護師等が、利用者に対して十分な説明を実施し、その服薬状況を記録する。
- ② 健康面に変調があった場合は、協力医療機関との連携を図り、速やかに適切な処置が受けられるよう支援する。
- ③ 感染症予防のため、手洗い、うがい等の衛生習慣を身につけるとともに、流行している疾病に対する対応策を講じる。
- ④ 急病や事故による緊急受診の際に利用者の状況を把握できるよう、健康台帳を作成する。また、支援員に対し、必要な救急法の研修を実施する。
- ⑤ 歯科医師等の協力を得て、口腔衛生に対する意識の高揚を図り、口腔内を清潔に保持できるよう支援する。

## 5 作業等生産活動支援計画

### (1) 基本的支援方針

就労継続支援B型及び就労移行支援においては、作業の場を提供し、実践的な作業訓練を通して、社会生活の適応性を高め、社会経済活動への参加及び自立の促進に努める。

生活介護の一部利用者には、生きがいづくりとして簡易な作業の場を提供する。

### (2) 事業体別支援方針

以下の点に配慮し、支援の充実に努める。

#### ① おおぞら

- ・ 日中活動は、健康づくりと施設での生活が豊かなものになるよう取り組む。
- ・ 日中活動は、A棟及びB棟混在による2班編成（屋外・屋内作業）とし、おおぞらA棟及びB棟が一体化して実施する。
- ・ 屋外班は園内の環境整備を中心に簡易野菜の栽培、屋内活動班は小物雑貨等の製作などに取り組む。
- ・ 身体的老化傾向にある利用者や障害特性に合わせ、別に作業療法士による機能訓練及び健康づくりに重点を置いた療育班をA棟、B棟で編成する。

① だいち

- ・ 生活介護は、身体機能低下防止、健康維持、生きがいつくり、余暇の充実などを目的とした活動に取り組む。
- ・ 生活訓練は、生活習慣の確立、社会生活に必要な知識・技能の習得、家庭復帰を目標に支援する。
- ・ 就労継続支援B型の事業は、園芸・クリーニング・軽作業の3事業とする。
- ・ 就労継続支援B型は、就労作業の場を提供し、訓練を通してスキルの向上を図り自立を目指す。また、平均作業工賃の増額を目標に、花苗の増産、取引業者の拡充、請負作業や施設外就労などに取り組みに加え、ハウスの移設による施設の集中化を図り、作業工賃の向上に努める。
- ・ 就労移行支援は、一般就労に向けた就労前準備訓練や、就労訓練、協力企業での施設外支援などを通して就労を目指す。今後は就労後のアフターケアや職場定着支援に取り組む。

(3) 所属別支援計画概要

①おおぞら

注：おおぞら（生活介護）における作業は、主として生活における潤い、健康づくりや余暇活動などの一環として行うものであり、だいちの就労系サービスにおけるものとは目的等が異なる。

日中活動 班	職員	利用者数	作 業 内 容
屋外活動	9 人	19 人	環境整備・野菜の栽培
屋内活動	7	10	小物雑貨品、縫製品等の製作
A棟療育	7	17	機能訓練及び健康づくり
B棟療育	9	21	機能訓練及び健康づくり
合 計	32	67	

## ②だいち

事業	職員	利用者数			作業内容
		就労継続	就労移行	小計	
園芸	6人	9人	1人	10人	ポット苗の生産販売、植栽請負など
軽作業	3	11	0	11	シール貼り、袋入れ等の委託賃加工
クリーニング	4	12	0	12	リネン類、毛布、制服などの洗濯等 布団の丸洗い、寝具リース
合計	13	32	1	33	

(注) だいちの作業工賃支給対象である就労継続支援B型、就労移行支援の計画である。

### (4) 作業工賃の向上

就労継続支援B型には目標工賃達成指導員を配置し、工賃向上計画に基づき、平均作業工賃が毎年増額するよう取り組む。

## III 地域支援計画

指定相談支援事業所である「ふじみ園相談支援センター」において、指定一般相談・指定特定相談・指定障害児相談の支援事業を実施し、サービス利用計画の作成やモニタリングの実施などを通して、全ての障害を持つ方々の多様化するニーズに対処していく。

「障害児等療育支援事業」や「障害支援区分認定調査事業」を県や圏域市町から継続して受けることで、障害児・者の地域支援を積極的に展開する。平成26年10月からスタートした発達障害児のSSTについても積極的に取り組む。

また、ニーズの高い短期入所事業や日中一時支援事業（ふじみ園が実施する夏休み限定児童対象日中一時支援事業も含む）については、その受け入れ調整に努め、在宅障害児・者の福祉の向上に努める。

福祉ホーム（地域生活支援事業）やグループホーム（共同生活援助事業）についても、その円滑な運営を行い、職場との連携を図りながら、ホーム利用者が安心して地域生活が過ごせるように努める。

## 1 相談支援事業

平成 24 年度から始まった、指定特定相談支援事業（丸亀市指定）、指定一般相談支援事業（県指定）、指定障害児相談支援事業（丸亀市指定）の三事業を、ふじみ園相談支援センターとして継続して取り組む。

継続したサービス利用計画の作成やモニタリングの実施、地域移行支援計画の作成・指定地域定着支援、そして、障害児支援利用計画の作成とモニタリングの実施などを通して、障害者のケアマネジメント、相談支援提供体制の充実に努める。

併せて、2市2町の事業委託による、基本相談支援事業（福祉サービスの利用援助、情報提供、権利擁護に必要な援助など）にも取り組み、利用者・障害児及びその保護者の暮らしや生活支援の充実に努める。

また、中讃東圏域地域自立支援協議会及び中讃西部地域自立支援協議会の構成団体として、自立支援協議会の運営やネットワークの強化に努め、地域の社会資源の開発や地域サービスの基盤整備の進展に寄与するとともに、平成 30 年 4 月から中讃の東西両圏域の自立支援協議会が実施している地域生活支援拠点事業に参画する。

## 2 障害支援区分認定調査事業

圏域 2 市 2 町の委託事業として障害支援区分の認定調査を実施している。支援を必要とする実情に見合った、的確な認定が行われるよう市町と連携して円滑な認定調査に努める。

## 3 障害児等療育支援事業

県からの委託事業で、県内全域の在宅障害児を対象に下記のとおり実施する。平成 26 年度から臨床心理士を、平成 29 年度から作業療法士を新たに配置し、支援内容の更なる充実に努める。

### (1) 訪問療育相談事業

臨床心理士や作業療法士等がチーム又は単独で障害児宅を訪問し、療育相談等を行う。

(2) 訪問療育事業

相談支援員等がチーム又は単独で障害児宅を訪問し、各種情報の提供や音楽療法などの療育支援を行う。

(3) 外来療育相談事業

在宅の障害児及び保護者を対象に、当園において行動療法を用いた子どもへの関わり方を身につけるペアレントトレーニング事業を実施する。また、クルム（親の会）を月2回実施し、参加している保護者と一緒に困り感を話し合うとともに、保護者同士のつながりをつくる。

(4) 外来療育事業

在宅障害児に施設を利用した療育的活動を提供する。事業の一環として、親子料理教室や、特別支援学校等が長期休みに入る夏休み・冬休みを中心に、パン教室・クッキー作り・陶芸・音楽療法・茶道・絵画などの余暇教室などを開催する。また、小学3年～6年までの発達障害児を対象として、月1回、遊びを通じた生活技能訓練であるSSTや、心の問題を抱えた児童に対するカウンセリングを継続していく。

また、平成29年度から作業療法士による作業療法を行っており、引き続き、日常生活動作や運動の苦手な児童に対して遊びや道具を使ったプログラムを実施するとともに、新たに平成30年4月より「きららキッズ」（親子教室）を開始する。この中で体を使うことが苦手、コミュニケーションが取りにくいといった発達の気になる児童を対象に、親子でふれあいながら運動感覚機能や社会性の発達を促したり、身近な地域で療育を受けられるよう取り組む。

(5) 施設支援指導事業

綾川町が定期的で開催している親子教室「とらいあんぐる」の運営や活動の中で、障害児に関わっている保健師や保育士等スタッフに処遇や、療育的活動の助言や指導を行うとともに、平成29年10月から親子でコミュニケーションが図れるよう内容を充実し、運動遊びを取り入れた集団遊びも引き続き実施する。

4 福祉ホーム事業（地域生活支援事業）

利用者に安価な利用料で住居等を提供し、日中活動の支援や金銭・健康管理など日常生活での支援を行っている。施設入所支援利用者の移行先としての役割も担っており、昨年度から5名が新規に福祉ホームを利用している。新規利用者が円滑な移行が図られ自活力が高まる

よう支援する。

◎ふじみ園福祉ホーム

定員：20名、 現員：20名、 管理人：2名

5 グループホーム（共同生活援助）

制度改正に伴い平成26年度からは「外部サービス利用型」グループホームの位置付けで運営を行っている。利用者が充実した地域生活が過ごせるよう、ふじみ園のバックアップ体制の下で、避難訓練の定期的な実施なども行うなど防災対策にも取り組んでいる。

施設入所支援利用者の動向などを踏まえ、今後、グループホームの増設について検討を行っていく。

◎ふじみファーストホーム（グループホーム）

所在地 香川県丸亀市飯山町内賃貸アパート 3室

定員：6名、 現員：6名、 世話人：2名

6 地域支援事業利用計画

区	分	平成29年度 (計画)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	摘 要
基本相談支援事業	利用者数	700人	700人	700人	市町委託の相談支援事業
指定特定相談支援事業	延べ件数	320件	360件	340件	サービス等利用計画の作成
指定一般相談支援事業	延べ件数	0件	0件	1件	〃
指定障害児相談支援事業	延べ件数	300件	300件	300件	〃
障害程度区分認定調査事業	実施件数	90件	95件	90件	原則、圏域2市2町の障害者が対象

訪問療育相談事業	延べ件数	0件	0件	3件	18歳以下の障害児が対象
訪問療育事業	延べ件数	10件	4件	10件	〃
外来療育相談事業	延べ件数	200件	230件	200件	〃
外来療育事業	延べ件数	600件	440件	600件	〃
施設支援指導事業	延べ回数	20回	12回	20回	〃
短期入所事業	延べ日数	500日	400日	450日	空床利用型の短期入所
日中一時支援事業	延べ回数	800回	770回	800回	宿泊を伴わない一時的な施設利用
共同生活援助事業 (グループホーム)	利用人員	6人	6人	6人	定員6名

#### IV 施設運営計画

##### 1 職員の配置計画

予算計上人員の職種別配置計画は、次のとおりである。

(常勤換算人数:人)

区分	施設長兼 管理者	管理者兼 サービス管理 責任者	事務員 ・ 作業員	栄養士	サービス 管理 責任者	看護師	生活 支援員	補助 生活 支援員	常直 生活 支援員	職業 指導員	就労 支援員	目標工 賃達成 指導員	相談 支援 専門員	管理人	世話人	嘱託医	合計
定員 (運営規程)	1.0	2.0	4.0	1.0	3.0	2.0	40.0	0.0	2.0	5.0	1.0	1.0	3.0	2.0	1.0	0.2	68.2
本年度当初	1.0	2.0	*7.2	1.0	2.5	2.0	40.0	11.0	2.0	6.4	1.0	1.0	5.5	2.0	1.0	0.2	85.8

実職員数	1	2	*9 2名兼務	1	3 1名兼務	2	41 2名兼務	12	2	7	1	1	6 1名兼務	2	2	1	90
------	---	---	------------	---	-----------	---	------------	----	---	---	---	---	-----------	---	---	---	----

\*作業員2名のうち1名は、障害者雇用推進の1名である。

## 2 施設運営体制の充実

(1) 提供する支援サービスの充実のため職員の資質の向上を図るべく、職員研修実施要領に基づいて、OJTほかの施設内での研修、派遣研修等を体系的に実施する。また、新卒職員の採用に加えて一定の職務経験者を採用し、正規職員の増員を図るなど円滑な施設運営を行っていくための人材確保に努める。

① 施設内研修 支援に関する問題点等をテーマとして毎月1回の職員研修会を開催(外部講師によるものを含む)するほか、個別テーマについての学習研究発表の機会を設ける。

また、OJTとして、各所属で職場の実情に見合った職場研修や、主に新任職員を対象として日々の業務を通じての支援スキルや資質の向上を目指した研修訓練を実施する。

② 派遣研修 支援の専門知識の習得や必要な資格取得のため、各種の研修会・研究会等に職員を積極的に参加する。

③ 研修助成 施設運営に必要な資格の取得については、助成内容を充実し、新たな人事考課制度において活用する。

(2) 毎月1回定期的に経営管理委員会を開催し、施設運営上の問題の解決や将来に向けての課題解決に関する意思決定を円滑に行うとともに、同委員会の下に10の委員会を設け、各業務に関する案件についての協議検討や日常的業務の円滑実施のための連絡調整等を担わせる。同委員会の審議結果については、3か月ごとに監事(公認会計士)による財務調査において報告し、法人運営の適正化を図る中で指導を受けている。

また、平成29年度に引き続き、職員による「重度化・高齢化対応ワーキング」において、重度化・高齢化する利用者に対応した施設環境の改修計画やサービスの改善について具体的に検討していく。

(3) 利用者、保護者、施設運営やサービス提供に関与する関係機関、任意の協力等を得ている関係者の方々等と、幅広く多様な連携に努めていく。



### 3 地域社会との交流と連携

(1) 学生等の国家資格取得に必要な施設実習に協力するため、園においても、社会福祉士等の資格を持ち、実習指導者研修の受講を終えた職員を実習担当職員として配置し、当園で対応できる各種の施設実習について積極的に受け入れていく。また、ボランティア団体とも連携を強化し、その受入れを積極的に行う。併せて、他の福祉施設職員や学校関係者等からの研修依頼も、宿泊研修を含め積極的に対応する。

(2) 園の運営基本方針である地域交流・地域貢献に積極的に取り組む。

#### ① 地域交流

「スプリングフェスタ」「地域交流フェスタ」を中心に、他の園内行事も地域の方々と協力、共催できるように工夫を凝らし、地域交流に努める。

また、体育館、運動場、会議室など当園が有する施設機能の地域への開放も積極的に行う。

#### ② 地域貢献など

利用者が買物や散髪など、地域の社会資源を活用する機会を設けていく。また、地域コミュニティのイベントや即売会等に利用者が参加することで、地域の方々の理解を深めていく取組も継続する。

地域貢献事業である「香川さわやかロード事業」（県道の清掃・除草活動）は年4回、楠見池親水公園の清掃及び除草活動は年2回実施する。

9月の敬老月間に実施している「ふれあい訪問」（民生児童委員の協力で地域の独居老人宅を訪問し、園の花鉢などをプレゼントして交流する取組）は、地域の高齢者に好評で、今後も継続して実施する。

こうした取組に加え、花苗の直売や保育園での花壇整備などは、地域の方の園への理解を深め、ボランティア活動の活性化にも繋がるものであり、今後とも積極的に取り組んでいく。

(3) 行政機関、養護学校、育成会を含めた関係機関、各種団体との密接な連携を図る。

### 4 情報発信の充実

地域に理解される施設となり利用者の利便性等を向上するためには、情報発信の充実が不可欠であるため、ホームページの活用、広報誌

の発行などを行う。ホームページについては、分かりやすく、幅広い利用ができるシステムへの改善を検討する。

## 5 苦情解決制度の充実

利用者及び保護者等からの苦情に対応するため、苦情受付窓口、苦情解決検討委員会、第三者委員などを中心とした苦情解決体制を活用して迅速な対処に努めるとともに、日常の支援活動の中で利用者の潜在的なニーズの把握や処遇の改善を図っていくことに努める。

## 6 虐待防止改善計画の取組

平成 27 年 12 月に策定した「ふじみ園虐待防止改善計画」に基づき、虐待ゼロを目指して取り組む。

虐待防止委員会を毎月 1 回開催し、計画的に虐待防止対策に取り組むほか、虐待防止マネージャーを中心に職員研修や虐待防止セルフチェック等を実施し、職員一人ひとりの意識改革や支援に係る知識や技能の向上を図る。また、保護者との連絡会を定期的で開催し取組内容の説明や意見交換を行うほか、利用者向けのアンケートを実施し、その結果に基づき更なる虐待防止に努めていく。

また、「障害者差別解消法」に基づき、障害者支援施設として具体的に取り組んでいく。

## 7 防災・防犯対策

防災計画により施設の安全点検を定期的実施するとともに、災害時に施設能力がどの程度残り、どのような対応をする必要があるのかを検討する。

また、夜間及び昼間を想定した年間 1 2 回の防災訓練（内 2 回は消防署との合同、2 回は震災訓練）を実施し、より具体的な火災、震災等に対する対策を講じる。地震発生を瞬時に予知し、施設内放送で流すことができる緊急地震速報機の設置など防災設備の充実、維持管理にも務める。

東日本大震災の教訓により、災害時には地域との連携が重要であることから、消防署、消防団や地元住民の協力を得ることができるよう訓練の見直しを行い、地域の防災訓練にも相互に参加するなど地域との連携体制を強化する。さらに、香川県及び四国地区の知的障害者福祉協会を中心とした、施設間での連絡・応援体制などの整備や検討会の開催も進められており、当園も参画し連携を強化する。

グループホームでは、火災報知器（ホームセキュリティシステム）を設置するとともに、消防署に災害時要援護者登録をしているほか避難・消火訓練については、利用者を実際の防災訓練を実施する。

特に、大災害時における当園の継続的な運営を確保するため、支援員の支援体制の整備と併せて、食料備蓄や災害時設備、備品等の整備

充実や福祉避難所に指定されている体育館の計画的な整備に努める。

防犯体制については、平成29年度に引き続き職員を対象とした防犯講習会を開催するなど、関係機関との連携を図りながら、体制の強化を図る。また、整備した防犯カメラ、赤外線センサー、緊急通報システム等の適切な運用を図るとともに、防犯設備の充実に努める。

## 8 地域公益事業等の取組

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」については、これまでの取組をさらに充実させるとともに、平成29年度から社会福祉充実残額を活用した「地域公益事業」として、音楽療法やアサーションを活用し地域の高齢者を対象とした出前講座を開催し、地域の福祉ニーズに応じていく。

## 9 総合的な維持管理と施設の長寿命化について

香川県ふじみ園の指定管理者である当事業団は、障害者施設運営の一環として、その建物設備等の維持管理業務を担っている。

施設の維持管理を自ら実施することが困難なものについては、施設全体を総合的な視点で効率的に行うことができる専門性を有する業者に、引き続き、施設の総合管理委託を行う。

県有施設は、「香川県新ファシリティマネジメント推進計画」に基づき、定期的に点検を実施し、その結果を踏まえ改修・修繕等の充実を図り、適切な保全による長寿命化を推進することとされており、当施設における老朽化しつつある設備について、県と協議しながら委託業者による専門的な点検結果を踏まえ、計画的に改修し施設の長寿命化に取り組む。

特に、老朽化した厨房・食堂等の改築については、県の整備計画に沿って、事業が円滑に進むよう取り組む。

## 10 施設のバリアフリー化

施設のバリアフリー化について、緊急性の必要がある箇所から計画的に改修を行ってきた。平成30年度は、引き続き改修計画に基づいて、浴室、洗面所、トイレ等のバリアフリー化工事を施工し、利用者の高齢化や認知機能の低下に対応していく。

## 11 新たな給与制度及び人事考課制度の適切な運用

社会福祉充実計画等に基づき、当事業団の給与制度や人事考課制度を適切に運用し、処遇改善及び人事評価により、人材確保及び育成を図っていく。

また、期限付き雇用や再雇用契約については、処遇改善に努めるとともに、労働関係法令に対応した諸規程を整備するなど適切に対応していく。